

第 5 回石川町農業委員会総会議事録

1 招集年月日 令和 7 年 5 月 1 9 日（月） 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場

3 報告

(1) 報告第 1 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可処分の取消願出書について

(2) 報告第 2 号

農地の時効取得を原因とする所有権移転について

4 議案

(1) 議案第 1 5 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

(2) 議案第 1 6 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

(3) 議案第 1 7 号

現況確認証明申請について

(4) 議案第 1 8 号

荒廃農地に係る非農地判断について

4 出席委員

農業委員 9名

1番	黒崎	佳奈	2番	鈴木	義延	3番	永沼	善恵
4番	岩谷	金良	5番	野内	誠	6番	大串	政一
7番	近内	貞夫	8番	泉	利夫	9番	根本	常和

農地利用最適化推進委員 12名

11番	近藤	強	12番	佐川	正治	13番	添田	文彦
14番	小針	淳一	15番	渡邊	健一	16番	伊藤	良平次
17番	小豆畑	元	18番	添田	健	19番	円谷	和司
20番	近内	壽夫	21番	矢内	常男	22番	福田	正三

5 欠席委員

農業委員 0名

農地利用最適化推進委員 0名

6 出席した事務局職員

事務局次長	岸浪	正徳
書記	矢内	翔太
専門員	志賀	幸雄

議 長 本日の農業委員の出席は9名です。
定足数に達しておりますので、只今より第5回石川町農業委員会総会を開きます。
議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議ないものと認め、4番 岩谷金良委員、5番 野内 誠委員 を指名いたします。

（1）報告第1号

農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出書について

議 長 議事に入ります。
報告第1号農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出書についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局次長 （朗読説明）

4月の総会で承認された案件で、本来は大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番について農地法の第3条の許可を受けるべきところ、誤って〇〇〇〇番の許可申請をしたため、許可処分の取消願出書の提出がありました。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出書について、何かご質問等ございませんか。
《「質問なし」の声》
質問等ないので、報告を終わります。

（1）報告第2号

農地の時効取得を原因とする所有権移転について

議 長 次に、報告第2号農地の時効取得を原因とする所有権移転についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局次長 （朗読説明）

農業委員会では法務局より時効取得を原因とする権利の移転又は設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には時効取得の要件を備えているかについて、調査し遅滞なく県知事に報告することとなっております。

時効取得番号1につきまして、事務局で令和7年4月23日及び令和7年5月2日に権利者等より聞き取りをいたしました。

その結果、当該農地は、調査した結果、昭和20年から20年以上所有の意思をもって平穏かつ公然に占有してきたものであり、取得時効完成の要件を備えているものと判断し、問題ないものと思われま

議長 長 只今報告のありました時効取得を原因とする農地の所有権移転について、何かご質問等ございませんか。

《「質問なし」の声》

質問等ないので、報告を終わります。

(1) 議案第15号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長 長 次に、議案第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局次長 (朗読説明)

只今、説明しました農地法第3条第1項 番号1及び番号2は、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

議長 長 農地法第3条第1項番号1を調査されました近内貞夫委員に報告を求めます。

近内貞夫委員 農地法第3条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。

令和7年5月12日午前10時より大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番現地に集合し、調査を始めました。出席は、代理人の〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員の円谷和司氏、近内壽夫氏と私の5名で現地確認しました。

当該地は、県道〇〇〇〇〇〇〇〇より西に500m先〇〇〇〇の地点に位置する大字中野〇〇〇〇字〇〇〇〇番の地目 畑、380㎡です。

譲受人は〇〇〇〇氏で譲渡人は〇〇〇〇氏です。

当該農地は譲受人の居宅後ろに位置しており、農作業に際しての利便性を図るため、今回の申請となりました。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1の件について、

何かご質問等ございませんか。

(「質問なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議のないものと認め、議案第15号農地法第3条第1項番号1について、承認するものと決定いたします。

議長 続きまして、農地法第3条第1項番号2を調査されました近内貞夫委員に報告を求めます。

近内貞夫委員 農地法第3条第1項番号2を調査した結果を報告いたします。

令和7年5月12日午前10時30分より大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番の現地に集合し現地確認をしました。出席者は、譲受人〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員の円谷和司氏、近内壽夫氏と私の4名です。

当該地は県道〇〇〇〇線〇〇〇〇より町道を南へ600m先を右折し50mの地点に位置する大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番 地目 畑、241㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇氏で譲渡人は〇〇〇〇氏です。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2の件について、何かご質問等ございませんか。

(「質問なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議のないものと認め、議案第15号農地法第3条第1項番号2について、承認するものと決定いたします。

(2) 議案第16号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議長 次に、議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局次長 (朗読説明)

只今、説明しました申請地の農地区分につきましては、第2種農地であります。

議長 農地法第5条第1項番号1を調査されました近内貞夫委員に報告を求めます。

近内貞夫委員 農地法第5条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。

令和7年5月12日午前9時30分より現地確認しました。

出席者は代理人〇〇〇〇氏、荒木事務局長、岸浪係長、農地利用最適化推進委員の円谷和司氏、近内壽夫氏と私の6名です。

当該地は、大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番の地目 畑、1, 360㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇氏で、譲受人は〇〇〇〇です。

場所は、県道〇〇〇〇より東へ400m先〇〇〇〇より左折し、北へ600mの地点に位置します。

転用目的は太陽光発電設備の設置です。北側に休耕地(畑)、南側に宅地、西側は町道になっており、盛土、切土等の造成工事はなく、雨水は自然地下浸透で処理します。周囲に与える影響はないと判断します。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号1の件について、何かご意見等ございませんか。

(「意見なし」の声あり)

議長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議のないものと認め、議案第16号農地法第5条第1項番号1について、承認するものと決定いたします。

(3) 議案第17号

現況確認証明申請について

議長 次に、議案第17号現況確認証明申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

- 事務局長 (朗読説明)
- 議 長 現況確認証明申請番号1を調査されました近内貞夫委員に報告を求めます。
- 近内貞夫委員 現況確認証明申請番号1を調査した結果を報告いたします。
令和7年5月12日午前9時より、荒木事務局長、岸浪係長、農地利用最適化推進委員の円谷和司氏、近内壽夫氏、申請人の宇佐美経昭氏と私の6名で現地確認しました。
当該地は、母畑白河線旧野木沢小学校より東へ400m先左側に位置する大字曲木字関場37番1の地目 田、1, 887㎡です。
所有者及び申請者は、宇佐美経昭氏で、申請理由は、25年以上前に嵩上げ工事をしたまま休講しており原野化してしまい元の農地に復元することが困難なため、今回の申請となりました。周囲には農地もなく非農地化することにより周囲に与える影響はないと思われます。
以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長 只今報告のありました現況確認証明申請番号1の件について、何かご質問等ございませんか。
(「質問なし」の声あり)
- 議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。
《「異議なし」の声あり》
- 議 長 異議のないものと認め、議案第17号現況確認証明申請番号1について、承認するものと決定いたします。

(4) 議案第18号

荒廃農地に係る非農地判断について

- 議 長 次に、議案第18号荒廃農地に係る非農地判断についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

- 事務局次長 (朗読説明)
昨年度の農地利用状況調査において再生不能と言われる「B分類」と判断されたものについて非農地判断をお願いするものです。

農地・非農地の判断は、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用について」の第3(3)ウにおいて、農業委員が実施した農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど再生利用が困難と判定された農地については、農業委員会総会において農地法第2条第1項に基づく、「農地」に該当しない旨判断することとされております。それでは、スライドを流しますので、後方をご覧ください。

議長 審議に入る前に荒廃農地に係る非農地判断について、一括で審議することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 それでは 荒廃農地に係る非農地判断について、何かご質問等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

ご質問等ございませんか。

《「質問なし」の声あり》

議長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

議案第18号荒廃農地に係る非農地判断について、番号1から番号66を一括して承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議がないものと認め、原案のとおり全て承認するものと決定いたします。

議長 以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

午後2時10分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和7年5月19日

石川町農業委員会 会長

議事録署名人

4番

5番